

意見内容について

番号	意見の内容	意見に対する考え方	政令（案）等の修正
1	サイバー関係の専門家を防衛省に任期限定で採用できるようにするのはいいとして、「任期を定めて採用される自衛官について、誓約書への署名を行わせる対象から除く」というのは反対です。 誓約書に署名できないような人物は自衛官にふさわしくありません。ふさわしくないどころか、危険です。誓約書の文言は「私は、任用期間中はみだりに退職することなく、自衛官としての職務を執行することを宣誓いたします。」ですが、これくらいの署名を免除する意味が分かりません。	自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）第 59 条は、陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官として新たに又は引き続き期間 を定めて任用された隊員に係る誓約書の署名について規定しているものです。 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 36 条の 2 の規定により任期を定めて採用される自衛官は、専門的な知識経験又は優れた識見を必要とする官職に配置することとなることから、士長以下の自衛官として採用することは想定していないため、当該署名を行わせる対象から除くこととして おります。	なし。
2	急速に進歩する技術に対応するために防衛力の抜本的強化のため、これまで以上に個々の自衛隊員に 知識・技能・経験が求められており、公務に有用な専門的な知識経験又は優れた識見を有する部外の人材を任期を定めた自衛官として採用する制度の導入には賛成です。 試験により採用される自衛官から除くのもいいですが、専門的な知識を得ている人の試験での採用も あってもいいと思います。 誓約書への署名を行わせる対象から除く旨の規定もあるらしいです	いただいた御 意見は本改正案に対する賛同意見として承るとともに、今後の業務の参考とさせていただきます。 なお、自衛隊法第 36 条の 2 の規定により任期	なし。

	が、やはり秘密保時は厳重にすべきと思います。漏えいには当然、罰則規定も設けるべきだと思います。 人工知能（A I）などのハイテクな技術も自衛隊や防衛省としても率先して取り入れていかなければいけないと思うので、専門的な知識を持つ人も公務に有用な人材として今後も積極的に採用して即戦力として業務に従事させる必要性もあると思います。 パブリックコメントを提出させていただきます。	を定めて採用される自衛官は、他の自衛官と同様に秘密を守る義務が課せられており、これに違反した場合には、罰則を受けることとなります。	
--	---	--	--